

平成30年(第40回)
三重県オープンゴルフ選手権競技B地区予選

日 時：平成30年4月5日（木）

場 所：中日カントリークラブ

三重県ゴルフ連盟

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則27-1)
 - (a) アウトオブバウンズの境界は白杭及び白線をもって標示する。
 - (b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっていても、その球はアウトオブバウンズとする。
2. ウォーターハザード（ラテラル・ウォーターハザードを含む）（規則26）
ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
3. 修理地（規則25-1）
修理地は青杭または白線をもって標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。ただし、次のものを含む。
 - (a) 張り芝の継ぎ目；規則付1(A) 3eを適用する。（ゴルフ規則164ページ参照）
スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目（その芝自体を除く）は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレイヤーのスタンスの障害となっていても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。このローカルルールの違反の罰は、2打。
 - (b) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1bの救済を受けることができる。（スタンスは除く）このローカルルールの違反の罰は、2打。
4. 動かせない障害物（規則24-2）
 - (a) 排水溝
 - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）
 - (c) 動かせない障害物と定義づけされている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
 - (d) 障害物によって囲まれた花壇はその障害物の一部である。（中コース7・8番ホールの間）
 - (e) 電磁誘導カート用の2本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート

道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーはゴルフ規則 24-2 b (i) の救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2 打。

- (f) コース内の防球ネットが動かせない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。このローカルルールの違反の罰は 2 打

5. バンカー内の石

バンカー内の石は動かせる障害物とする。(規則 24-1 を適用)

6. パッティンググリーン上の芝張り替え跡

パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則 16-1 c に基づき修理することができる。

7. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされること

規則 18-2 と 20-1 は以下のとおりに修正される。

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。

その球やボールマーカーは規則 18-2、そして規則 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態でプレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

8. 地面にくい込んでいる球の救済

スルーザグリーンで、地面に球がくい込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げてふき、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にできるだけ近い所にドロップすることができる。ドロップの際、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。

注：「くい込んだ」とは、球が自らのピッチマークの中に入り、球の一部が地面の下にある場合をいう。「くい込んだ」とみなされるために球は必ずしも土壤に触れている必要はない（例えば、草やルースインペディメントなどが球と土壤の間に介在することがある）

例外：1. 球が芝草が短く刈っていない区域の砂地にくい込んでいる場合、プレーヤーはこのローカルルールに基づく救済を受けることはできない。
2. このローカルルールに記載の状態以外の状態による障害のためにストロークを行うことが明らかに無理な場合、プレーヤーはこのローカルルールによる救済を受けることはできない。

このローカルルールの違反の罰は、2 打。

9. 規則 6-6 d 例外の修正

どのホールであっても、競技者がスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに 1 打または複数の罰打を含めなかつたために、真実より少ないスコアを提出していた場合、その競技者は競技失格とはならない。このような状況では、その競技者は該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則 6-6 d

に違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。

3. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

4. 使用クラブの規格

(1) 適合ドライバーヘッドリスト

プレーヤーが持ち運ぶドライバーはR & Aによって発行される最新の適合ドライバーヘッドリスト（モデルとロフトで識別される）上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。この条件の違反の罰や処置は「ゴルフ規則付属 I (B) 1 a」を適用する。（ゴルフ規則 176 ページ参照）

例外：1998年12月31日以前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこの条件から免除される。

(2) 溝とパンチマークの規格

「2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件」（裁定4-1/1）を適用する。（付属規則II 5 c 注2 ゴルフ規則198 ページ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集79 ページ4-1/1 参照）

5. 使用球の規格

プレーヤーの使用球はR & Aルールズリミテッド発行（USGA版）の最新の公認球リストに載っているものでなければならない。この条件の違反の罰や処置は「ゴルフ規則付属 I (B) 1 b」を適用する。（ゴルフ規則 177 ページ参照）

6. プレーの中止と再開

(a) プレーの中止（落雷などの危険の伴わない気象状況）については、ゴルフ規則6-8 b、c、dに従って処置すること。

(b) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中止となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則6-8 b注）

(c) プレーの中止と再開の合図について

通常のプレーの中止：短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：2回の長いサイレンを鳴らして通報する。

7. 練習

ホールとホールの間の練習禁止(規則7注2)

ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。この条件の違反の罰や処置は「ゴルフ規則付属I(B)5b」を適用する。(ゴルフ規則181ページ参照)

8. 移動

セルフプレーによる乗用ゴルフカート使用時の規則

ラウンド中のゴルフカートの使用を認める。カートは共用するプレーヤー同士が運転するものとし、カートの運転する目的で特定の者を雇ってはならない。カートはプレーヤーの携帯品の一部とする。

(1) 共用カートとそれに乗っている人や物は、球が関連している時は、全てのその球の持主の携帯品とみなす。但し、そのカートを共用しているプレーヤーの1人がカートを運転していた時は、そのカートとそれに乗っている物は全てそのプレーヤーの携帯品とみなす。

(2) カートを共有しているプレーヤー以外の者のカート使用は禁止する。

☆カートの運転は、同伴プレーヤー間で適時、交替するよう留意ください。

9. キャディー(規則6-4注)

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。この条件の違反の罰や処置は「ゴルフ規則付属I(B)2」を適用する。(ゴルフ規則179ページ参照)

10. スコアカードの提出(裁定6-6c/1)

本選手権競技のスコアカードの提出は、スコアリングエリア方式を採用する。

11. タイの決定

タイの決定は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。

12. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

13. 競技の成立

本選手権競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注 意 事 項

- 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近および、ハウス内の掲示板に告示する。
- グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課すことがある。
- 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則25-3に基づいて救済を

受けなければならない。なお、定義外の取り扱いをする場合においては、別途ローカルルールを追加する。

5. 競技委員会は規則33-7に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
6. ティーマーカーは 青 とする。
7. プレー中、帽子を着用すること。服装は、三重県ゴルフ連盟及び会場俱楽部の服装規定を遵守すること。
8. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン(24球)を限度とする。
9. コース内は、携帯電話を使用禁止とする。
緊急時、ルーリングの場合のみ使用できるものとする。
連絡先：TEL 059-371-1188（代表番号）
10. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
11. 本競技では「距離計測機器」を使用することはできない。

追記

1. 朝食の用意は、午前 6時00分よりします。
2. 練習場は、午前 6時00分よりオープンします。
3. 昼食はハウス食堂およびコース売店を利用のこと。
4. バッグは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないこと
尚、サブバッグの使用は禁止する。

指 定 練 習 日

4月2日(月)・3日(火)・4日(水)のうち2日間とする。ただし、4日(水)は午後3時までにプレーを終わること。プレー料金は会員並み扱いとする。指定練習日のスタート時間は前もって中日カントリークラブに申し込み予約すること。
なお、キャンセルする際は、会場の規定によりキャンセル料が掛かる場合がある。
予約時に会場に確認すること。また、練習ラウンドは1個の球でプレーすること。

(ネット予約は不可) TEL 059-371-1188
競技委員長 水谷 慎

プレー中は、本競技の条件を持参して下さい。